

独占禁止法基本問題懇談会（第30回）議事概要

平成19年5月1日

- 1 日時 平成19年4月24日（火）9：30～12：35
 - 2 場所 内閣府 本府庁舎 5階 特別会議室
 - 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
 - 委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長
 - 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
 - 佐野 真理子 主婦連合会事務局
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部准教授
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社理事 松下ホームアプライアンス社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 中川 神戸大学教授
- （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府次長、東出 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 違反金の対象とすべき行為類型について
- (3) 審判制度の在り方について
- (4) 閉会

5 違反金の対象とすべき行為類型について

違反金の対象とすべき行為類型について、資料1に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

(1) 私的独占(排除型)について

- ・ 私的独占(排除型)はすべて違反金賦課の対象となり得るものとするが、公平性の観点から違反金を課すべきでない行為も出てくるので、公正取引委員会が違反金を賦課するかどうかの裁量を持つことにすべきである。違反金の対象とした当初は違反金額は低くてもよいのではないか。
- ・ 違反金額の算定率については、これまでの私的独占(排除型)事例が少なく、過去の事例における利益率や市場占有率の変化に基づいて算定率を設定すると違反行為の重大性に応じた違反金額にならない可能性が高いのではないか。違反の重大性に依拠していくつかの違反金額を設定し、加減算することが考えられる。
- ・ 違反金の対象となる私的独占(排除型)について、不公正な取引方法を手段とする場合等に限定したとしても、正当な競争行為との区別は難しく、事業者からみて明確性が確保されているのか疑問である。
- ・ 平成17年改正では相応の理由で支配型の私的独占のみを課徴金の対象としたのであり、さらに排除型についても対象とするのであれば、状況が変化した旨に言及すべきである。
- ・ 競争の実質的制限が生ずる行為は違反金の対象とするという趣旨で私的独占(排除型)を違反金の対象とするのであれば、違反金の対象となる私的独占(排除型)を手段等によって限定すべきではない。
- ・ 手段として不公正な取引方法の行為類型に該当するものを用いる場合等に限定をしたうえで、裁量的に賦課することとしてはどうか。
- ・ 不公正な取引方法や私的独占(排除型)は、すでに排除措置命令の対象となっている行為であるので、十分明確であると言えるのではないか。排除措置

命令の方が、違反金賦課よりも、事業者の自由に対する侵害度合いは大きい。

- ・ 現行法上支配型の私的独占は、違反行為があれば必ず課徴金納付を命じることとされており(義務的賦課)、私的独占(排除型)の場合に必ずしも納付を命じなくてもよい(裁量的賦課)とすると、支配型か排除型かという認定が重要な意味を持つこととなり、適切ではない。義務的賦課とすべきである。
- ・ 義務的賦課となっている私的独占(支配型)との整合性に関しては、私的独占(排除型)も義務的賦課であり違反金額の算定について裁量があるものとして整理できるのではないか。

(2) 不公正な取引方法について

- ・ 不公正な取引方法が告示で規定されていること、公正な競争を阻害する「おそれ」の段階で違反となることを考えると、不公正な取引方法のすべてをそのまま違反金の対象とすべきではなく、特に違反金の対象とすることが必要な行為類型については、別途法定すべきではないか。
- ・ 不公正な取引方法を違反金の対象とすべきかどうかの実質論を行うべきであって、告示で規定されているかどうかといった法形式の問題は別の次元の問題なのではないか。
- ・ ぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用は違反金の対象とした上で、当該不公正な取引方法の類型は法定すべきである。
- ・ 消費者被害は拡大しており、ぎまんの顧客誘引では「やり得」が事業者に残ることとなっている。違反金の対象とすべきである。
- ・ 優越的地位の濫用については、違反行為による実害が生じており、違反金の対象とすべきである。また、ガイドラインを充実させ、優越的地位の濫用を明確化して、速やかに排除措置がとられるよう手当てすることが必要である。
- ・ ぎまんの顧客誘引や優越的地位の濫用をはじめとする不公正な取引方法については、独占禁止法上の排除措置命令やその違反に対する罰則、差止請求権に加え、景品表示法や下請法で対応可能なのではないか。
- ・ 不公正な取引方法の要件が十分明確か疑問があり、違反金の対象とすると事業活動への萎縮効果が生じ、経済の活力が削がれるのではないか。

6 審判制度の在り方について

審判制度の在り方について、資料2に基づき討議を行った。出された意見は

概ね以下のとおり。

- ・ 課徴金納付命令の時期を先送りするために審判を請求することは考えにくい。
- ・ 審判係属中であっても、公正取引委員会が違反行為の差止めその他競争を回復するために必要な措置を命じることができる制度の導入については、どの程度実効性があるか疑問である。
- ・ 誤った命令が出された場合の救済が十分でないこと、旧法下での勧告と異なり現行法下での排除措置命令等では効力が生じることから、事前審査型審判が望ましい。また、指名停止の時期のコントロールできる可能性や課徴金納付命令を先送りできる可能性については、事前審査型審判を選択する以上やむを得ないものとして割り切って考えるべきである。
- ・ 不服審査型審判である現行法でも特段の弊害は生じておらず、特に事前審査型審判に戻す必要はないのではないか。
- ・ 事前審査型審判に戻すにあたって条件を付けると、すぐには戻さない意思表示だと受け取られるおそれがある。課徴金納付の先送りや指名停止の時期のコントロールの可能性の除去といった不服審査型審判の長所として資料に挙げられている項目は現象面の弊害に着目し過ぎているのではないか。また、審判を迅速化すべきということを強調すべきではないか。審判官の独立性については、委員会と審判官のファイヤー・ウォールを強化すべきではないか。
- ・ 事前審査型の審判とすることによって、利害関係者の意見を十分聞いた上で、公正取引委員会が処分を行う仕組みとなる。事前審査型審判とすることにあたっては、審判の結果違反行為があったとされた場合には、違反行為時点、又は審判開始決定時点から起算した延滞金が生じる制度を併せて導入すべきである。
- ・ 排除措置命令については緊急性が求められるので不服審査型審判とし、課徴金納付命令については事前審査型審判とすべきである。

7 今後の予定

次回会合は、5月15日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)